

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第36号 発行日：平成30年2月28日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

水俣病連絡会 県に認定基準の見直し要請

平成30年2月1日、水俣病の患者・被害者団体の連絡組織である水俣病被害者・支援者連絡会（水俣病不知火患者会も一員です）は、水俣協立病院にて、熊本県に対し、水俣病患者認定基準の見直しと運用を改めることを内容とした要望書を提出しました。

平成29年11月の新潟水俣病の患者認定をめぐる裁判で、東京高裁が全員を水俣病と認定した判決を踏まえて、連絡会代表・上村好男氏は『水俣病の認定制度の誤りは明白。熊本県は、棄却処分取消しの過去の判決、今回の東京高裁判決を踏まえ、水俣病認定制度を根本から見直し、水俣病被害の実態を踏まえ、正しく水俣病認定業務を行わなくてはならない』と訴えました。

要望書を受け取った県水俣病審査課の三輪孝之課長は、『東京高裁判決をきちんと受け止め、認定行政に生かすべきと考える』と述べた一方で、『（環境省がだした）総合的判断の通知を否定するものではなかったのではないか』という意見を述べました。上村好男代表は『今も裁判で争っている人がいる。県は、被害者側に立った患者認定と救済に取り組んでほしい。』と強く訴えました。



弁護団員の検診ルポ

水俣病検診はメチル水銀中毒関連問診表に基づいて、患者さんを診察し、神経症状についての所見や共通診断書を記載する作業です。感覚障害の検査用針は指にあてられれば、チクッと痛みを感じるものです。しかし、被害者は足先や指先に針をあてられても「何も感じない」と言います。このように「何も感じない」ことが普通の人と違うと感じていない方も多く、検診は身体にどんな症状があるかを明確にするためにとっても重要な検査です。

【医師が針を用いて検診する様子】



～新人弁護団員・紹介～



弁護団員の問診ルポ

問診は、メチル水銀中毒関連問診票の項目に沿って家族構成・居住歴・症状等をきいていく作業です。

聴取者は、単に症状の有無をきくのではなく、日常生活上でどのような支障を感じたことがあるかを具体的にききだすといった工夫をしています。手先のしびれであれば、そのことによりどんな支障があったか、例えば小銭を数えることができない、小銭入れから取り出すことができないといったエピソードを聞きだします。そうすることで、受診者は答えやすくなり、自覚症状の有無や程度が明確になっていきます。



【今後の予定】

- 3月16日 近畿訴訟第12回弁論
- 3月23日 熊本訴訟第24回弁論

皆様、初めまして。弁護団に新しく加入致しました石黒大貴（イシグロヒロキ）と申します。私は、生まれも育ちも熊本の人間として、水俣病について学んで来たつもりでした。

しかしながら、先日、恥ずかしいことですが、初めて問診と検診を見学させていただきました。苦しんでおられる患者さんを目の当たりにして私の認識が甘かったと反省すると同時に、この問題を今のままで絶対に終わらせてはならないと強く思った次第であります。私は今、弁護団の一員として熱い

闘志を燃やしております。少しでも皆様のお役に立てるよう、死力を尽くして頑張ります。よろしくお願い申し上げます。



闘志に燃える石黒弁護士

とある弁護団員のヒトリゴト

先日、医療保険の勧誘にあいました。保険屋のお姉さんから「よかったら、血管年齢を測定しませんか？」と言われ、言われるがままに、血管年齢を測定したところ、実年齢を20歳以上上回る結果。「まあ保険屋さんの測定器だし…」と自分を納得させ、帰宅しました。数日後、別の場所で測定してみたところ、全く同じ結果。“保険に入ろう”そう決意しました。（弁護団員・園田彩乃）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1
扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内（担当 永野）
電話 096-355-5376 F A X 096-355-5378
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索